

業 務 仕 様 書

1. 業 務 名 民間活力を取り込んだ空間整備事業の事例資料整理業務

2. 履行場所 任意

3. 履行期間 契約の翌日から令和4年3月18日まで

4. 概 要

本業務は、公園をはじめとする空間整備事業を対象に、民間活力を積極的に取り込んだ事例について資料を収集し、河川事例とあわせて整理を行うものである。

5. 仕 様

1) 一般共通事項

国立研究開発法人土木研究所の契約に関する規定によるほか下記によるものとする。

・設計業務等共通仕様書（令和3年4月、国立研究開発法人土木研究所制定）

2) 特記仕様

別紙特記仕様書のとおり

6. 検 査

業務完了後は、当所検査職員の立ち会いによる、本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

以 上

令和3年12月 8日

国立研究開発法人土木研究所
水環境研究グループ
河川生態チーム
研究員 尾崎 光政

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

1. 本特記仕様書（以下、「本仕様書」という）は、仕様書5. 2）でいう特記仕様書で、「民間活力を取り込んだ空間整備事業の事例資料整理業務」（以下、「本業務」という）に適用する。
2. 本業務を実施するにあたり本仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象範囲

本業務における業務対象範囲については、任意とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和4年3月18日迄とする。
尚、休日には、日曜日、祝日及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 疑 義

本業務の遂行上疑義を生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

第5条 権利義務

本業務によって得られる成果は、国立研究開発法人土木研究所に帰属するものであり、私権を設定してはならない。

第6条 著作権に係る準拠法令及び著作権の譲渡等

1. 受注者は、第16条に規程する成果品に係る著作権の取り扱いについては、日本国の法律に準拠するものとする。
2. 受注者は、成果品が日本国著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
3. 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
4. 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
5. 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

第7条 管理技術者

管理技術者は、受注者が提出した競争参加資格技術審査申請書に記述した配置予定技術者でなければならない。

管理技術者を変更できる場合は、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限るものとするが、やむを得ず管理技術者を変更する場合は、調査職員の承諾を得て、本業務の入札説明書に定められた配置予定管理技術者に係る全ての条件を満足する者を配置しなければならない。

第8条 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第9条 業務実績情報システムの登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第10条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書に示すとおりとする。

第11条 業務の再委託の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書第1128条第2項に示す簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3. 第1項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第12条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 業務内容

第13条 業務目的

本業務は、公園をはじめとする空間整備事業を対象に、民間活力を積極的に取り込んだ事例について資料を収集し、河川事例とあわせて整理を行うものである。

第14条 業務構成

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 民間活力を取り込んだ事例の収集及び整理 | 1 式 |
| (2) 報告書作成 | 1 式 |
| (3) 打合せ協議 | 1 式 |

第15条 業務内容

(1) 民間活力を取り込んだ事例の収集及び整理

1) まちづくり・公園事業における事例の収集

国土交通省HP等に掲載されている下記事例集を対象に、必要事項を抽出し、事例の一覧を表形式でデータを取りまとめる。なお、重複する事例はとりまとめて1つとする。

【PFI関係事例集】※

※対象事業が「都市公園、道の駅、観光施設、教育・文化施設、まちづくり」のものに限り整理対象とする。

- ・民間収益施設の併設・活用に係る官民連携事業事例集（H28.7 国土交通省総合政策局）（20 事例）
- ・PPP/PFI 事業を促進するための官民間の対話・提案 事例集（H27.6 国土交通省総合政策局）（8 事例）
- ・Park-PFI 推進支援ネットワーク web サイト掲載事例（51 事例）

【公園事業事例集】

- ・都市公園のストック効果向上に向けた手引き（H28.5 国土交通省都市局）（122 事例）

【抽出する内容】

事業名称（公園名や施設名）、所在地の都道府県及び市町村、河川・運河名（事業地に隣接する河川や運河がある場合）、実施年度、事業主体

2) 収集資料の整理

- 1) 及び発注者から貸与する「かわまちづくり」実施箇所（R3.8 現在 244 箇所）リストに記載されている事例から、下記1～3の条件を満たす事例を抽

出する。なお、貸与するリストには下記の情報が含まれている。

【貸与リスト中の情報】

かわまちづくり名称、事業所在地、河川の名称、水系および河川種別、かわまち大賞受賞有無、「河川空間のオープン化活用事例集」掲載有無

抽出した事例は、表-1 を参考に 1 ～ 3 の抽出の観点と共に表形式で取りまとめる。

- 1：継続的な活動を行えるよう、公的資金のみならず民間資金の調達や事業収益の活用をはじめとした、収入の多角化の工夫を行っている事例
- 2：継続的な活動を行えるよう、Park-PFI 制度の導入等により民間の創意工夫を取り込みやすい工夫が行われている事例
- 3：事業の構想段階から民間側の提案を受ける等、民間発意による案件形成が行われ、行政側と積極的な連携が行われている事例

表-1 抽出した事例のとりまとめ例

事例名（または事業名）	都道府県	市町村	（ある場合） 近接する河川	抽出の観点		
				1	2	3
〇〇	〇〇県	〇〇市	〇〇川		○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

3) 特徴的な事例の選定及び概要整理

2) で抽出した事例の中から、観点ごとに特徴的なものと思われる事例をそれぞれ 3 事例程度選定し、事例の概要及び収集した事例から継続的な活動を行うためのポイントを整理する。なお、事例の事業実施箇所は河川や水辺と接する地域を極力含めることが望ましいが、選定するすべての事例において、この条件を満たす必要はない。

また、2) に挙げられなかった事例を選定事例として用いることは妨げないが、その場合は予め調査職員と協議のうえ決定する。

(2) 報告書作成

(1) で作成・整理した内容について取りまとめる。

(3) 打合せ協議

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行い、議事録を作成するものとする。

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は 3 回を予定するものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ
- 3) 業務完了時

なお、打合せ協議には管理技術者が立ち会うものとする。

第3章 業務の成果

第16条 成果品

業務完了時に、成果品として、次のものを引き渡すものとする。

- ・ 報告書（電子複写） 2部
- ・ 報告書及び作成したデータを記録した電子媒体（DVD-R） 2枚

報告書は、A4版（50頁程度）で簡易製本したものとする。また、文字及び図表はわかりやすく仕上げたものとする。

第17条 成果品の提出場所

成果品の提出場所は、国立研究開発法人土木研究所水環境研究グループ河川生態チームとする。

以 上

(甲)

令和3年12月8日

民間活力を取り込んだ空間整備事業の事例資料整理業務

数量総括表

履行場所 任意

履行期間 元(当初) 契約の翌日から令和4年3月18日まで
変更 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

国立研究開発法人土木研究所

【数量総括表】						土木研究所			
費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量			適要
						元(当初)	変更	増減	
民間活力を取り込んだ空間整備事業の事例資料整理業務					式	1			
業務原価					式	1			
	直接原価				式	1			
		直接人件費			式	1			
			民間活力を取り込んだ事例の収集及び整理		式	1			
			報告書作成		式	1			
			打合せ協議		式	1			
		直接経費			式	1			
			旅費交通費		式	1			
			印刷製本費		式	1			
	間接原価				式	1			
		その他原価			式	1			
一般管理費等					式	1			
業務価格					式	1			

[illegible]

【 数 量 総 括 表 】 土 木 研 究 所

[illegible]